

下水処理施設水質試験用薬品及び器具並びに放流水滅菌用薬品等 購入仕様書【一般的事項】

- 過去5年以内に、下水汚水処理に使用する高分子凝集剤及び水処理に使用する滅菌剤を北海道内の下水処理場へ納入した実績があること。
- 各施設の固形塩素及び凝集剤等の納入については、現場担当者の指示による。
(目安として、八雲・熊石については、2ヶ月に1回 落部については3ヶ月に1回程度)
- 八雲下水浄化センターのポリ硫酸第二鉄についてはローリー車による搬入とする。
- 代金の請求は1ヶ月単位で、各施設ごとの請求書とする。(支払いは翌月となります。)
- 上記のほか、汚泥処理等に使用する薬品等については、別に定める仕様書によるものとする。

高分子凝集剤 購入仕様書

(総則)

第1条 本仕様書は、八雲下水浄化センターにおいて汚泥処理に使用する高分子凝集剤の仕様について定めるものである。

(納入規格)

第2条 納入する高分子凝集剤の化学名(一般名)は、逆相エマルション型カチオン性ポリアクリルアミドとする。納品時の規格は、別表(品質規格)に適合する製品とする。

(品質検査)

第3条 納入する高分子凝集剤の品質検査については、次のとおりとする。

(1) 安全データシート(初回納入時のみ)

契約業者(以下「乙」という。)は契約締結後、八雲町(以下「甲」という。)に対して、製造業者が製造する高分子凝集剤が、品質・規格を満たしていることを証明する書類を提出するものとする。

(2) 乙は、生産地及び工場等に変更があった場合、若しくはその品質に疑義が生じ甲により製品の品質規格について検査を指示された場合は、試験を実施しその結果を証明する報告書等を提出しなければならない。なお、これに要する費用は、契約単価に含むものとし、別途支払わないものとする。

(納入場所及び期限)

第4条 高分子凝集剤の納入先及び期限については、次のとおりとする。

(1) 納入場所 八雲下水浄化センター

(2) 納入期間 契約締結日から令和8年3月 31 日まで

(3) 納入期限 指示のあった日から 14 日以内に納入する。

(納入数量)

第5条 1 日に納入する量は、その発注毎に指示する。

(納入方法)

第6条 乙は、10キログラム単位に分封(ポリ容器等により10キログラム毎に分封され、容易に取り扱うことができ、飛散しないようにしたもの)された高分子凝集剤を、甲の認めた職員が立会い指示した場所に納入すること。

(納入時間)

第7条 納入時間は甲から特別の指定がある場合を除き、午前 9 時から午後 5 時までとする。

(計量)

第8条 納入量の検収は、納入時に甲の認めた職員により確認を得るものとする。

(契約の解除)

第9条 品質規格を満たしていない物品が納入され、これを使用することにより汚泥処理に支障が生じ、甲より改善の要請を受けた場合において、正当な理由無くして乙が直ちに措置を講じない場合は、甲はこの契約を解除することができる。
(その他)

第 10 条 この仕様書に疑義のある場合および定めのない事項については、その都度 甲乙協議して定める。

別表

高分子凝集剤の品質規格

化学名又は一般名	逆相エマルション型カチオン性ポリアクリルアミド
単一製品・混合物の区別	混合物
化学物質	アクリルアミド・ジメチルアミノエチルアクリレート塩 化メチル 4 級塩共重合物
成分及び含有量	ポリマー 30～50%以上
官報公示整理番号	化審法 6－1781 安衛法 9－492
CAS 番号	69418－26－4

ポリテツ 購入仕様書

(総則)

第1条 本仕様書は、八雲下水浄化センターにおいて汚泥処理に使用するポリテツの仕様について定めるものである。

(納入規格)

第2条 納入するポリテツの化学名は、ポリ硫酸第二鉄液とする。納品時の規格は、別表(品質規格)に適合する製品とする。

(品質検査)

第3条 納入するポリテツの品質検査については、次のとおりとする。

(1) 安全データシート(初回納入時のみ)

契約業者(以下「乙」という。)は契約締結後、八雲町(以下「甲」という。)に対して、製造業者が製造するポリ硫酸第二鉄液が、品質・規格を満たしていることを証明する書類を提出するものとする。

(2) 証明書(納入毎)

甲は、納入するポリテツの証明書(計量証明書など)を納入する輸送車ごとに乙から受領するものとする。

(3) 乙は、生産地及び工場等に変更があった場合、若しくはその品質に疑義が生じ甲により製品の品質規格について検査を指示された場合は、試験を実施しその結果を証明する報告書等を提出しなければならない。なお、これに要する費用は、契約単価に含むものとし、別途支払わないものとする。

(4) 乙は、甲が独自に行う検査に必要な試料の採取について指示があった場合は、速やかに提供するものとする。

(納入場所及び期限)

第4条 ポリテツの納入先及び期限については、次のとおりとする。

(1) 納入場所 八雲下水浄化センター

(2) 納入期間 契約締結日から令和8年3月 31 日まで

(3) 納入期限 指示のあった日から 21 日以内に納入する。

(納入数量)

第5条 1 日に納入する量は、その発注毎に指示する。

(納入方法)

第6条 乙は納入するポリテツの運搬にタンクローリー車を使用することとし、納入に当たっては、甲の認めた職員が立会い指示するものとし、甲の施設(受け入れ口等)に適合した方法で納入すること。

(納入時間)

第7条 納入時間は甲から特別の指定がある場合を除き、午前9時から午後5時までとする。

(計量)

第8条 納入量の検収は、乙が計量法で定める検定に合格した計量器で計量し、これに基づく計量証明書を甲に提出し、甲がこれを受領・確認することをもって甲の検収に代えるものとする。

2 前項に係る証明書費用は、乙の負担とする。

(契約の解除)

第9条 品質規格を満たしていない物品が納入され、これを使用することにより汚泥処理に支障が生じ、甲より改善の要請を受けた場合において、正当な理由無くして乙が直ちに措置を講じない場合は、甲はこの契約を解除することができる。

(その他)

第10条 この仕様書に疑義のある場合および定めのない事項については、その都度甲乙協議して定める。

別表

ポリテツの品質規格

製品名	ポリテツ
単一製品・混合物の区別	単一製品
化学名	ポリ硫酸第二鉄液
成分及び含有量	Fe^{3+} 11%以上
官報公示整理番号	化審法1-359
CAS 番号	10028-22-5

水処理滅菌剤 購入仕様書

(総則)

第1条 本仕様書は、八雲下水浄化センターにおいて水処理に使用する滅菌剤の仕様について定めるものである。

(納入規格)

第2条 納入する滅菌剤の化学名(一般名)は、1, 3, 5トリクロロイソシアヌル酸とする。
納品時の規格は、別表(品質規格)に適合する製品とする。

(品質検査)

第3条 納入する滅菌剤の品質検査については、次のとおりとする。

(1) 安全データシート(初回納入時のみ)

契約業者(以下「乙」という。)は契約締結後、八雲町(以下「甲」という。)に対して、製造業者が製造する滅菌剤が、品質・規格を満たしていることを証明する書類を提出するものとする。

(2) 乙は、生産地及び工場等に変更があった場合、若しくはその品質に疑義が生じ甲により製品の品質規格について検査を指示された場合は、試験を実施しその結果を証明する報告書等を提出しなければならない。なお、これに要する費用は、契約単価に含むものとし、別途支払わないものとする。

(納入場所及び期限)

第4条 滅菌剤の納入先及び期限については、次のとおりとする。

(1) 納入場所 八雲下水浄化センター

(2) 納入期間 契約締結日から令和8年3月 31 日まで

(3) 納入期限 指示のあった日から 14 日以内に納入する。

(納入数量)

第5条 1 日に納入する量は、その発注毎に指示する。

(納入方法)

第6条 乙は、15 キログラム袋詰(ポリ容器等により5キログラム毎に分封され、容易に取り扱うことができ、飛散しないようにしたもの)された滅菌剤を、甲の認めた職員が立会い指示した場所に納入すること。

(納入時間)

第7条 納入時間は甲から特別の指定がある場合を除き、午前9時から午後5時までとする。

(計量)

第8条 納入量の検収は、納入時に甲の認めた職員により確認を得るものとする。

(契約の解除)

第9条 品質規格を満たしていない物品が納入され、これを使用することにより汚泥処理に支障が生じ、甲より改善の要請を受けた場合において、正当な理由無くして乙が直ちに措置を講じない場合は、甲はこの契約を解除することができる。

(その他)

第 10 条 この仕様書に疑義のある場合および定めのない事項については、その都度 甲乙協議して定める。

別表

滅菌剤の品質規格

化学名又は一般名	1.3.5－トリクロロイソシアヌル酸
単一製品・混合物の区別	混合物
別名	塩素化イソシアヌル酸
成分及び含有量	含有量 99%
形状	錠剤 (30g)
溶解度 (水)	約 1g / 100g (25℃)
pH (1%溶液)	2.5～3.3
官報公示整理番号	化審法 5－1044
CAS 番号	87－90－1

固形塩素 購入仕様書

本仕様書は、熊石浄化センターにおいて使用する固形塩素について適用する。

1 一般事項

- (1) 品名 固形塩素 (スウィーパーJH100)
- (2) 用途 下水処理施設、処理水の滅菌
- (3) 納入場所 熊石浄化センター
- (4) 契約期間 締約締結日から令和8年3月31日まで
- (5) 規格 トリクロロイソシアヌル酸 有効塩素 99%
- (6) 搬入荷姿 15kg箱入り
- (7) 発注回数 年 3～4回

2 特記事項

- (1) 受注者は、製品取扱いに注意し、安全に輸送・納品すること。
- (2) 初回納品時、安全データシート(MSDS)を速やかに提出すること。

消臭剤 購入仕様書

本仕様書は、熊石浄化センターにおいて使用する消臭剤について適用する。

1 一般事項

- (1) 品名 消臭剤(エバデオール D-130)
- (2) 用途 汚泥処理から発生する悪臭の防止・抑制
- (3) 納入場所 熊石浄化センター
- (4) 納入期間 締約締結日から令和8年3月31日まで
- (5) 規格 汚泥凝集効果・汚泥脱水に影響を与えないこと。
- (6) 搬入荷姿 20kg箱入り
- (7) 発注回数 年 3～4回

2 特記事項

- (1) 受注者は、製品取扱いに注意し、安全に輸送・納品すること。
- (2) 初回納品時、すみやかに安全データシート(MSDS)を提出すること。
- (3) その他、仕様書に定めていない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。

高分子凝集剤 購入仕様書

(総則)

第1条 本仕様書は、熊石浄化センターにおいて汚泥処理(汚泥脱水)に使用する高分子凝集剤の仕様について定めるものである。

(納入規格)

第2条 納入する高分子凝集剤の納品時の規格は、別表(品質規格)に適合する製品とする。

(品質検査)

第3条 納入する高分子凝集剤の品質検査については、次のとおりとする。

(1) 安全データシート(初回納入時)

契約業者(以下「乙」という。)は契約締結後、八雲町(以下「甲」という。)に対して、製造業者が製造する高分子凝集剤が、品質・規格を満たしていることを証明する書類を提出するものとする。

(2) 乙は、生産地及び工場等に変更があった場合、若しくはその品質に疑義が生じ甲により製品の品質規格について検査を指示された場合は、試験を実施しその結果を証明する報告書等の提出をしなければならない。なお、これに要する費用は、契約単価に含むものとし、別途支払わないものとする。

(納入場所及び期限)

第4条 高分子凝集剤の納入先及び期限については、次のとおりとする。

(1) 納入場所

熊石浄化センター

(2) 納入期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(3) 納入期限

指示のあった日から14日以内に納入する。

(納入数量)

第5条 1日に納入する量は、その発注毎に指示する。

(納入方法)

第6条 乙は、15キログラム袋詰(JIS Z 1534(重包装用ポリエチレン袋)の規格に適合したもの、または、これと同等以上の品質を有するもの)にした粉末状の高分子凝集剤を、甲の認めた職員が立会い指示した場所に納入すること。

(納入時間)

第7条 納入時間は、甲から特別の指定がある場合を除き、午前9時から午後5時までとする。

(計量)

第8条 納入量の検収は、納入時に甲の認めた職員により確認を得るものとする。

(契約の解除)

第9条 品質規格を満たしていない物品が納入され、これを使用することにより汚泥処理に支障が生じ、甲より改善の要請を受けた場合において、正当な理由無くして、乙が直ちに措置を講じない場合は、甲はこの契約を解除することができる。

(その他)

第10条 この仕様書に、疑義のある場合および定めのない事項については、その都度甲乙協議して定める。

別表

高分子凝集剤の品質規格

化学名又は一般名	カチオン性ポリマー (ポリアミジン混合)	
単一製品・混合物の区別	混合物	
化学物質	ポリマー1 アクリルアミド・アクリロニトリル・N－ビニルアクリルアミジン塩基酸・N－ビニルアクリルアミド・ビニルアミン塩基酸・N－ビニルホルムアミド共重合物 (略語:PVPFY) ポリマー2 アクリルアミド・アクリル酸・2－(アクリロイルオキシ)エチルトリメチルアンモニウム＝クロリド・2(メタクリロイルオキシ)エチルトリメチルアンモニウム＝クロリド共重合物	
官報公示整理番号	化審法	ポリマー1 6－2149 ポリマー2 6－2090
CAS番号	ポリマー1	169874－00－4
	ポリマー2	140668－04－8

高分子凝集剤 購入仕様書

(総則)

第1条 本仕様書は、落部地区農業集落排水下水施設において汚泥処理に使用する高分子凝集剤の仕様について定めるものである。

(納入規格)

第2条 納入する高分子凝集剤の化学名(一般名)は、逆相エマルジョン型カチオン性ポリアクリルアミドとする。納品時の規格は、別表(品質規格)に適合する製品とする。

(品質検査)

第3条 納入する高分子凝集剤の品質検査については、次のとおりとする。

(1) 安全データシート(初回納入時のみ)

契約業者(以下「乙」という。)は契約締結後、八雲町(以下「甲」という。)に対して、製造業者が製造する高分子凝集剤が、品質・規格を満たしていることを証明する書類を提出するものとする。

(2) 乙は、生産地及び工場等に変更があった場合、若しくはその品質に疑義が生じ甲により製品の品質規格について検査を指示された場合は、試験を実施しその結果を証明する報告書等を提出しなければならない。なお、これに要する費用は、契約単価に含むものとし、別途支払わないものとする。

(納入場所及び期限)

第4条 高分子凝集剤の納入先及び期限については、次のとおりとする。

(1) 納入場所 落部地区農業集落排水下水施設

(2) 納入期間 契約締結日から令和8年3月 31 日まで

(3) 納入期限 指示のあった日から 14 日以内に納入する。

(納入数量)

第5条 1 日に納入する量は、その発注毎に指示する。

(納入方法)

第6条 乙は、10キログラム単位に分封(ポリ容器等により10キログラム毎に分封され、容易に取り扱うことができ、飛散しないようにしたもの)された高分子凝集剤を、甲の認めた職員が立会い指示した場所に納入すること。

(納入時間)

第7条 納入時間は甲から特別の指定がある場合を除き、午前 9 時から午後 5 時までとする。

(計量)

第8条 納入量の検収は、納入時に甲の認めた職員により確認を得るものとする。

(契約の解除)

第9条 品質規格を満たしていない物品が納入され、これを使用することにより汚泥処理に支障が生じ、甲より改善の要請を受けた場合において、正当な理由無くして乙が直ちに措置を講じない場合は、甲はこの契約を解除することができる。

(その他)

第 10 条 この仕様書に疑義のある場合および定めのない事項については、その都度 甲乙協議して定める。

別表

高分子凝集剤の品質規格

化学名又は一般名	逆相エマルション型カチオン性ポリアクリルアミド
単一製品・混合物の区別	混合物
化学物質	アクリルアミド・ジメチルアミノエチルアクリレート塩 化メチル 4 級塩共重合物
成分及び含有量	ポリマー 30～50%以上
官報公示整理番号	化審法 6－1781 安衛法 9－492
CAS 番号	69418－26－4

水処理滅菌剤 購入仕様書

(総則)

第1条 本仕様書は、落部地区農業集落排水下水施設において水処理に使用する滅菌剤の仕様について定めるものである。

(納入規格)

第2条 納入する滅菌剤の化学名(一般名)は、1, 3, 5トリクロロイソシアヌル酸とする。
納品時の規格は、別表(品質規格)に適合する製品とする。

(品質検査)

第3条 納入する滅菌剤の品質検査については、次のとおりとする。

(1) 安全データシート(初回納入時のみ)

契約業者(以下「乙」という。)は契約締結後、八雲町(以下「甲」という。)に対して、製造業者が製造する滅菌剤が、品質・規格を満たしていることを証明する書類を提出するものとする。

(2) 乙は、生産地及び工場等に変更があった場合、若しくはその品質に疑義が生じ甲により製品の品質規格について検査を指示された場合は、試験を実施しその結果を証明する報告書等を提出しなければならない。なお、これに要する費用は、契約単価に含むものとし、別途支払わないものとする。

(納入場所及び期限)

第4条 滅菌剤の納入先及び期限については、次のとおりとする。

(1) 納入場所 落部地区農業集落排水下水施設

(2) 納入期間 契約締結日から令和8年3月 31 日まで

(3) 納入期限 指示のあった日から 14 日以内に納入する。

(納入数量)

第5条 1 日に納入する量は、その発注毎に指示する。

(納入方法)

第6条 乙は、15 キログラム袋詰(ポリ容器等により5キログラム毎に分封され、容易に取り扱うことができ、飛散しないようにしたもの)された滅菌剤を、甲の認めた職員が立会い指示した場所に納入すること。

(納入時間)

第7条 納入時間は甲から特別の指定がある場合を除き、午前9時から午後5時までとする。

(計量)

第8条 納入量の検収は、納入時に甲の認めた職員により確認を得るものとする。

(契約の解除)

第9条 品質規格を満たしていない物品が納入され、これを使用することにより汚泥処理に支障が生じ、甲より改善の要請を受けた場合において、正当な理由無くして乙が直ちに措置を講じない場合は、甲はこの契約を解除することができる。

(その他)

第 10 条 この仕様書に疑義のある場合および定めのない事項については、その都度 甲乙協議して定める。

別表

滅菌剤の品質規格

化学名又は一般名	1.3.5－トリクロロイソシアヌル酸
単一製品・混合物の区別	混合物
別名	塩素化イソシアヌル酸
成分及び含有量	含有量 99%
形状	錠剤 (30g)
溶解度 (水)	約 1g / 100g (25℃)
pH (1%溶液)	2.5～3.3
官報公示整理番号	化審法 5－1044
CAS 番号	87－90－1